

小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○ 産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

- ・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
- ・外国産の場合はその「国名」を記載。

<一括表示欄への記載例>

名称	米菓
原材料名	うるち米(国産、○○国産、その他)、食塩/調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

<一括表示欄の枠外への記載例>



いずれの場所への記載でも可

- ①原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○ 産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等にWebアドレスを記載。
- ② 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
- ③ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

② 原材料の産地情報については当社HPをご覧ください。

① <http://www.xxxxxxxxxx.xx.xx>

Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

- ① 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
- ② 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

② 原材料の産地情報についてはお客様相談窓口へお尋ねください。

① ☎0120-0000-0000

お問い合わせ先

北海道農政事務所 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-051-031	関東農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-087-110	東海農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-242-110	中国四国農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-558-110	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課 TEL: 098-866-1672
東北農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-796-110	北陸農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-646-110	近畿農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-317-142	九州農政局 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 0120-005-110	農林水産省消費・安全局 米穀流通・食品表示監視室 TEL: 0120-714-110 (ガイダンス番号「3」)

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法 検索



米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

米トレーサビリティ法とは…

問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けるものです。



記録



取引等の記録の作成・保存

米・米加工品(注1)を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存してください。

- ・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
- ・保存期間は原則3年。

(注1) 本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。

- ・米穀(玄米・精米・ふり下米等)
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方(生産者含む)となります。



記録事項 品名、産地(注2)、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

(注2) 産地の記録の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

◆記録を作成・保存していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書(控)

お客様コード 0000000 売上 伝票 No.00000000

〒0000-0000 東京都00区00-00 受注日 〇〇年〇〇月〇〇日 納品日 〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様 納品先

TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000 毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産コシヒカリ(10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	〇〇県産ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	XXX	XXXX
備考					XXXXXXXX
指図 No.					XXXXXXXXXX

〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇
〒0000-0000 東京都00区00-00 指図番 XXXXX
TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等(これらの組み合わせを含む)でも可能です。

年月日:搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載。)

取引先の名称又は氏名

数量:取引において通常用いている単位

品名:取引において通常用いている名称

産地:「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載(上記(注2)を参照。)

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品(注3)を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(注4)又は商品の容器・包装への記載により、産地(注5)情報の伝達が必要です。

- (注3) 取引等の記録の対象品目と同じ。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。)
- (注4) 伝票等:伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。
- (注5) 産地:米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要です。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください(※)。

また、外食店等(料理を提供する事業者)では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、催告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報を掲示

当店のごはんは、
〇〇国産の米を使用しています。

産地情報については、
店員におたずねください。



店内に産地を知ることが
できる方法を
掲示



メニューに
産地情報を記載

